

震災市街地の復興と収用手続きの利用

——「わたしたちの街並み」を残すために——

平松弘光 著

発行：21年1月17日発行 オンデマンド・本文 348 ページ ¥2,970

阪神淡路大震災から26年、東日本大震災から10年。

震災市街地の“復興”とは？

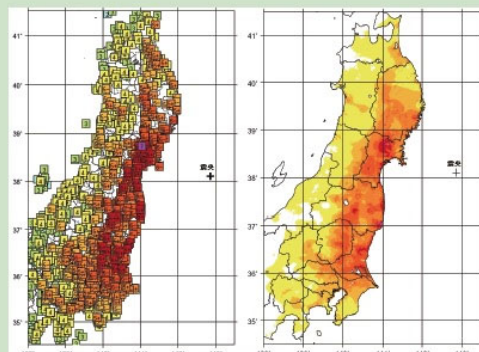
“くらしの復興”を目指すには？

くらしている街が被災したときに、人々のくらしに寄り添う復興を成し遂げるには、どのような法的枠組みの利用がふさわしいのか、を問い、具体的な手続まで示して土地収用法の手続の利用を提案する労作。

地震大国日本のすべての行政機関の災害復興をになうご担当者にお勧めしたい書籍です。

震災市街地の復興と 収用手続きの利用

——「わたしたちの街並み」を残すために——



平松弘光

7777

ご注文は amazon へ

インターネットで 震災市街地の復興と収用法の利用 と入力して検索して下さい。

<https://www.amazon.co.jp/dp/4901022296>

5冊以上まとめてのご利用や、研修等でのご利用については、
アスパラブックス（→ ddinfo@est.co.jp）にご連絡ください。

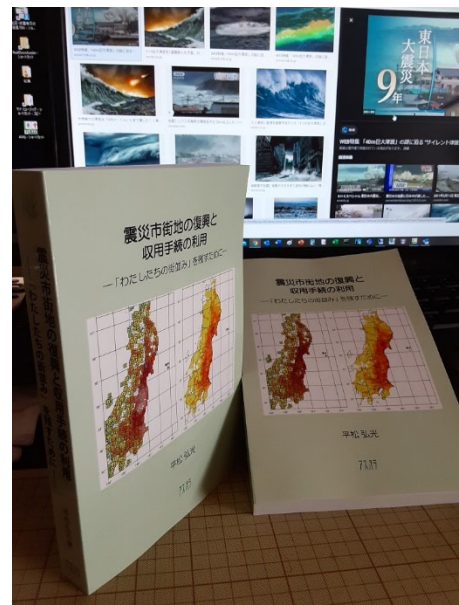


本書は、震災復興事業の用地取得と土地収用手続きの問題について、著者が以前 Evaluation 誌 No.67 に掲載した「大震災復興事業と土地収用法」を基に、2015 年に改正された大規模災害からの復興に関する法律の収用法の特例規定を、市街地の震災復興に適用してみた場合の収用手続きの流れを述べてみたもの。

大震災で被災した市街地の復興には、土地区画整理法（区画整理法）が適用されることが多い。阪神・淡路大震災（1995（平成 7）年 1 月 17 日）で神戸市等の復興に、区画整理法の土地区画整理事業と都市再開発法の市街地再開発事業とが採用され、とりわけ区画整理事業が大規模に採用されて以来、東日本大震災（2011（平成 24）年 3 月 11 日）でも多くの市街地復興が、当然のように、区画整理事業で行われた。（中略）被災地は、見違えるように立派になり、整然と整理された区画が連なる宅地に空き地が点々とあり、（中略）果たして市街地に以前の賑わいは戻ってくるのかが危惧されている。

それに対して、収用法は、道路や公園などの公共施設ごとに必要なだけの用地を個々に取得して事業に供するという働きをする法律だ。それゆえ、被災時より比較的短時間で被災者が被災地に戻ることができるので、市街地の以前の賑わいに深刻な影響を与えることは少ない。

収用手続きは基礎自治体の被災市町村には近寄りがたいものだと思わせているという難点があった。しかし、災害復興法は収用法の特例として、収用手続きの土地所有者及び関係人については、登記簿に現れた土地所有者及び関係人の氏名及び住所を記載すれば足りると規定した（災害復興法 36 条の 3 第 1 項）。今や、所有者不明裁判の出番もほとんどなくなるに至り、震災復興という公共の用に収用法を適用することに、乗り越えるべき障壁は著しく低くなっている。（「はしがき」より）



目次（抄）

- 第 I 部 震災市街地復興事業でまちづくりはどうあるべきか／第 1 節 震災市街地の復興事業の二つの方式／第 2 節 震災市街地は事業用地取得方式で復興できる
 - 第 II 部 震災市街地の復興と土地収用手続き
 - 第 1 章 災害復興法が定める収用法の特例
 - 第 2 章 特定被災市町村の震災復興事業と収用手続き／第 1 節 特定被災市町村の都市施設整備事業による被災市街地の復興事業／第 2 節 復興整備事業での収用取得／第 3 節 収用裁決手続の概要と復興事業での特例／第 4 節 審理、裁決、裁決の効果及び実行手続／第 5 節 損失補償の算定基／第 6 節 特定被災市町村の都市施設整備事業以外の復興事業
 - 第 3 章 非特定被災市町村の震災復興事業と収用手続き／第 1 節 都市施設整備事業と収用手続き／第 2 節 都市計画事業の収用裁決の手続／第 3 節 都市施設以外の施設の復興と収用手続き
- 資料（災害復興法・収用法・都市計画法（抄））

著者略歴

早稲田大学第一法学部卒業

東京都職員（総務局法務部、収用委員会事務局に在籍）

退職後、島根県立大学総合政策学部教授、現在、同大学名誉教授

本書の内容について、より詳しい説明は、アスパラの HP より アスパラブックス→出版物→震災市街地の復興と収用手続きの利用 <https://www.asparabooks.com/shinsai> を参照して下さい。

アスパラはイーストを事業主体とする次の 3 社の共同事業です。

イースト株式会社、株式会社マイクロコンテンツ、株式会社インプレス R&D

Powered by NextPublishing

書店の皆様へ FAX 注文は 03-3374-2998

メール注文は ddinfo@est.co.jp

研究者の出版を支援します

